医福第１０２３号

令和７年３月１２日

短期入所事業所　代表者

　　　様

日中一時支援事業所　代表者

岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課長

岐阜県在宅医療的ケア児等短期入所等支援事業費補助金

交付要綱の一部改正について（通知）

日頃から、本県の障がい児者医療の推進にあたり、格別のご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

　このことについて、岐阜県在宅医療的ケア児等短期入所等支援事業費補助金交付要綱の一部を改正し、令和６年度の予算に係る補助金から適用することとしましたので通知します。

記

１　改正の概要

　　岐阜県会計規則取扱要領の一部改正（令和６年１２月１日施行）を踏まえた、条項　　　の見直しその他の所要の規定整備

２　改正後要綱及び新旧対照表

　　　岐阜県医療福祉連携推進課のホームページの以下のアドレスを参照してください。

　【アドレス】<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/11998.html>

|  |
| --- |
| 岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課障がい児者医療推進係 |
| 係　長 | 山脇 | 担　当 | 藤枝 |
| 住所：〒500-8570　岐阜市薮田南2-1-1TEL：058-272-1111（3284）FAX：058-278-2871E-mail：fujieda-maki@pref.gifu.lg.jp |